

令和4年3月22日 開会
令和4年3月22日 閉会
第 11 回
(通算第 200 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 3 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年3月15日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和4年3月22日
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 11 回吉賀町農業委員会会議録

招集年月日 令和4年3月22日

招集の場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

応招委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 2番 藤井和子 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 10番 田村薫平 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 近藤彰彦 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧 本廣順保
不応招委員		なし
出席委員	農業委員	会長 齋藤学 代理 三井利民 3番 森下保 4番 尾崎勝典 5番 正木潤一 6番 河野達 7番 山吹寛 8番 田淵文雄 9番 見川恒栄 11番 河口貴哉
	農地利用 最適化 推進委員	潮民雄 茅原忠夫 河野雅俊 齋藤一政 田中一成 橋本俊郎 房崎主税 三浦浩明 右田巧
欠席委員	農業委員	2番 藤井和子 10番 田村薫平
	農地利用 最適化 推進委員	近藤彰彦 本廣順保
欠員		なし
本回の議長		会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名		事務局員 河野喜代志
開会		議長は 9時00分 開会を宣告
閉会		議長は 9時30分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程		別紙のとおり
議事録署名委員の指名		山吹寛 田淵文雄
会期の決定		令和4年3月22日
開議		令和4年3月22日
備考		

第 11 回農業委員会
(通算第 200 回)

令和4年3月22日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 非農地証明書の交付申請について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について |
| 議案第5号 | 農地法第2条の規定による農地・非農地の判断について |

9時 事務局より欠席委員及び会議の成立について報告。

会長挨拶の後、議事録署名委員として山吹委員、田淵委員を指名、議事に入る。

議 長 議案第1号非農地証明書の交付申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第1号1と2ですが、これは隣接地になりますので併せて説明させていただきます。
まず1番です。農地の所在は真田、登記地目畑、面積〇㎡、所有者は〇さん、益田市の方です。続いて2番ですが、農地の所在が真田、登記地目畑、所有者は〇さん、真田の方です。非農地の事由は昭和年月日不詳の頃より耕作しておらず山林化しているため、今後とも農地として利用することは考えられず、また農地への復旧も困難である、というものです。
以上お願いします。

議 長 この、非農地証明の申請が出ておまして、この2筆につきまして、現地確認をしなければなりません。この現地確認につきましては、事務局の方から、書類等届きます。それをもって現地を確認する、という事でございます。

真田の地区でございますので、現地確認の委員さんの指名をしたいと思いますが、3名指名をいたします。

見川委員さん、それから、茅原委員さん、それからもう一人、私が入りまして、この非農地の現地確認を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。で、この現地確認につきましては、次回の農業委員会の時点で報告していただく、という形になります。

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第2号の1について説明します。
農地の所在、抜月、地目田、面積〇、譲渡人は〇さん、抜月の方、譲受人は〇さん、広島県安芸郡府中町の方です。
今回の申請地は真田の正国公園の川を挟んで反対側の農地です。
譲受人は、農作業歴は1年、機械は田植え機、トラクター、コンバインなど一通り持っておられるようです。
下限面積について、抜月地区は30aですが、取得後の経営面積は30a以上ありますので問題ありません。
有償譲渡という事で10a当たり〇万円とのことです。
周辺住民の方と十分話し合いながら農業経営を進める予定なので問題ないと思うが、万が一苦情が出た場合は責任をもって善処する、とのことです
以上ご審議をお願いします。

議 長 説明は以上の通りでございます。
現地確認、見川委員さん、よろしく願いします。

見川委員 今、この農地は〇さんが預かって作っていたんですが、今回、こういう事で、問題はないと思います。

議 長 はい。現地確認、見川さんの方で、現地確認されて、何ら問題はないだろう、という事でございます。それでは、農業委員さんのご意見を、拝聴したいと思いますので、よろしく願いします。
よろしいですか？それでは、この件につきまして、賛成の皆さんの挙手を求めます。
はい、全員賛成。認可されます。

議 長 前もって申し上げておきますが、この○番につきましては、田淵委員さんが因果関係が発生しておりますので、審議説明の方は出席のままお願いしますが、採決の時点で退席をしていただく、という形になりますので、皆さんの承認を、よろしくをお願いします。
議案第2号2について、事務局説明をお願いします。

事務局 議案第2号の2から4について、地域の集積として以前ご相談させていただいた案件ですのでもとめて説明をさせていただきます。
まず2番です。農地の所在、大野原、地目田、面積○、譲渡人は○さん、白谷の方、譲受人は○さん、大野原の方です。
続いて3番、農地の所在が大野原、田、○㎡、譲渡人は○さん、譲受人は○さん、大野原の方、続いて次のページ4番、農地の所在が大野原、田、○㎡、同じく○番、田、○㎡、譲渡人は○さん、譲受人は○さん、大野原の方です。
申請地は大野原運動交流広場の○の範囲にある農地です、
農作業歴は、2番の譲受人○さんの農作業歴は29年、3番の譲受人○さんは30年、4番の譲受人の○さんは29年とのことです。
譲受人の3名とも農業法人所有の機械を用いて作業を行われています。
大野原地区の下限面積30aであり農業法人貸付分を含めると譲受人はすべて30a以上となります。
申請地はこれまで水田として利用されており今後も同様に利用されるため周辺の農地の農業上の利用に影響を及ぼすことはない、防護柵等の管理も共同で行うとのことです。
無償譲渡です。
なおこの案件については、仮に許可されますと今後各々所属されておられる農業法人へ利用権設定される予定ということです。
以上ご審議をお願いします。

議 長 それでは、この3筆につきまして、農業委員の○さん、すみませんが、現地確認等、お願いします。

河野委員 (推進) 先日現地確認に行き、お話を聞いてきましたが、今、事務局から説明があった通り、皆さん納得の上での農地集積という事でしたので、問題はないと考えます。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。現地の方も、納得の上での承認であろうという事で、問題はない、というご意見でございました。
それでは、農業委員さんの質問を受け付けますので、よろしくお願いたします。
ございませんか？
それでは、田淵委員さんから採決に移りますので、ご退席願います。

(田淵委員、退室)

はい、それでは採決の方に移りたいと思います。2番3番4番の件につきまして、賛成の農業委員さんの挙手を求めます。
はい、ありがとうございました、全員でございます。よって認可されました。

(田淵委員入室)

議 長 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 それでは議案第3号について説明します。
農地の所在、立河内、地目田、面積○㎡、同じく○番、田、○㎡、同じく○番、田、○㎡。譲渡人は○さん、立河内の方、譲受人は○、東京都の法人です。

転用目的は太陽光発電設備、転用理由は、現在耕作をしておらず今後も耕作予定もないことから売却したい、とのことです。

今回の申請地は中国自動車道六日市インターチェンジの北西約〇mの農地です。

この農地は中国自動車道六日市インターチェンジの出入口の周囲概ね 300m以内にある農地ということで第3種農地と判断でき、転用は可能です。

転用の確実性については、転用に係る費用として地代〇万、設備費〇万、合計〇万という事で通帳の写しをいただいておりますが資金面での問題はございません。

土地改良区からは特に意見なしということですが、

以上、ご審議をお願いします。

議長 それでは、現地確認の方、正木委員さんに行っていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

正木委員 先日、田中委員さんと一緒に確認に行きまして、色々内容を聞きましたところ、隣が〇になります。この反対側の隣は、〇さんが作っておられます。それで、近所の方にも相談をして、承諾が取れたそうです。

太陽光の会社の方が、工事するそうですので、田んぼの方には、問題がないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。現地の方も、確認をして、お話しも伺ったとのことですが、農業委員さんの、質疑を求めたいと思います。よろしくお願い致します。

三井委員 この、〇は、実績があるのか？

事務局 事務局の方では、ここの辺での実績があるかどうか、というところまでは、確認はしていません。

三井委員 正木さんは？会社の人とは会われた？

正木委員 会社の方までは、確認していません。

議長 他にございますか。

ないようでしたら、採決に移らせてもらっても、よろしいでしょうか？

それでは、農地法第5条の1項でございますが、この件に関しまして、賛成の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございます、認可をされました。

議長 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第4号について説明します。

この農地利用集積計画というのは農地に利用権を設定するものになります。

再設定と書かれているものは、以前承認されているという事もありますので説明を省かせていただいて、新規案件のみ説明とさせていただきますと思います。

《新規案件を読み上げ》

以上の案件について、基盤法の審査基準により、耕作すべき農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められること、農業に対し意欲と能力があること、などご審議いただければと思います。

以上ご審議をお願いします。

議 長 はい、新規につきまして、新規の契約につきまして、説明がありました。この件に関しまして、ご意見を、農業委員さんの方で、挙手をお願いいたします。

無いようでございますので、採決の方に移らせていただきます。

議案第4号の農業経営基盤強化促進の件につきまして、賛成の方の、農業委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、許可されました。

議 長 議案第5号農地法第2条の規定による農地・非農地の判断について、を議題とします。事務局説明をお願いします。

事務局 議案第5号について説明します。

対象筆は現在回覧させていただいております2,186筆、登記面積で224,194㎡です。

今回、農地・非農地判断の対象とした農地は、町の地籍調査事業の結果、川や道路の中にあるため現地確認ができない、とされたものです

地籍調査で現地が川や道路など農地でないことが判明しておりましたが現在まで農業委員会で管理する農地台帳に登録されているため、この度、非農地の判断をして農地台帳から落としたいというものです。

平成10年代からのものがありますので結構な数になりますが農地台帳に登録されたままになっておりますのでこの度整理をするため非農地判断をしたいと思っております。

以上、ご審議をお願いします。

議 長 今、事務局が申しましたように、非農地の事由につきましては、地籍調査の関係で発生したもの、というのがありましたのが、ほとんどでございます。まあそういったような状況でございますので、そういった事を、かんがみながら、今別紙の方で回ると思いますが、みな全部見るという事は出来ませんが、そういう状況だ、というところを、皆さんに分かってもらいたいという事で、出しました。

ご意見の方があれば、承りたいと思っております。

無いようでしたら、採決の方に移らせていただきたいと思います。

議案第5号につきまして、賛成の方の、農業委員さんにつきまして、挙手をお願いします。

はい、どうもありがとうございました。全員賛成でございますので、認可されました。

以上、本日の提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

議 長 報告第1号 非農地証明交付申請の承認について、前回出たものでございますが、沢田の〇さんの件につきまして、河口委員さんの方から、説明をよろしくをお願いします。

河口委員 前回の総会の後、正木委員さんと、橋本委員さんと私で、現地を確認いたしました。山林化しており、耕作復旧は不可能と判断したので、ご報告いたします。

以上です。

議 長 ありがとうございます。現地の方も間違えなく山林化している、という状況でございます。

議 長 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局説明をお願いします。

事務局 報告第2号について説明します。

この農地法第18条第6項の届出は、農地の貸借されていたものが合意解約された案件の届出です。

詳細な説明は省略させていただきますが、この度の3件は先ほどの3条所有権移転にかかる解約です。
以上報告いたします。